阿南市要綱第８０号

阿南市広告事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、阿南市（以下「市」という。）が広告事業を実施することにより、市が有する資産等を有効に活用し、及び新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　広告　企業その他の団体（国、地方公共団体その他の公共団体を除き、個人事業主を含む。以下「企業等」という。）の商品、興行物等の情報をいう。

⑵　広告掲載物　次に掲げるもののうち、広告の掲載（掲出を含む。以下同じ。）が可能なものをいう。

ア　市が所有する土地、工作物等に設置する掲示板

イ　市が発行する刊行物及び印刷物

ウ　市が提供する電子的掲載物

エ　アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

⑶　広告事業　広告掲載物への広告の掲載、広告が掲載された物品等の受入れ及び配布等並びに市が実施する事業に協賛する企業等の獲得をいう。

⑷　広告主　広告掲載物への広告の掲載を依頼する者をいう。

⑸　広告代理店　広告主をあっせんする企業等をいう。

⑹　広告事業実施事業者　広告事業を実施する広告代理店をいう。

（広告事業の実施方法）

第３条　広告事業の実施方法は、次のとおりとする。

⑴　市が自ら広告主を募集する方法

⑵　市が広告事業実施事業者に依頼する方法

（広告事業実施事業者の募集）

第４条　市長は、前条第２号の実施方法による場合には、次に掲げるいずれかの方法により、広告事業実施事業者を募集する。

⑴　公募

⑵　広告掲載物を所管する課長が別に定める方法

（広告主の基準）

第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、広告主としない。

⑴　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生債務者又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生会社若しくは開始前会社

⑵　租税その他の公課を滞納している者

⑶　広告に係る事業に関し行政機関より指導を受け、当該行政指導に従い改善しない者

⑷　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）である者又は暴力団と密接な関係を有する者（次条第３号において「暴力団等」と総称する。）

⑸　前各号に掲げるもののほか、広告主として適当でないと市長が認める者

２　市長は、既に広告を掲載している広告主が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その掲載を中止する。

（広告代理店の基準）

第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、広告代理店としない。

⑴　市の物品購入等の指名競争入札参加資格がない者

⑵　国、地方公共団体その他の公共団体が実施する競争入札において指名停止等の措置を受けている者

⑶　暴力団等

⑷　前３号に掲げるもののほか、広告代理店として適当でないと市長が認める者

（広告の掲載の基準）

第７条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載物に掲載しない。

⑴　広告掲載物の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

⑵　公序良俗に反するおそれのあるもの

⑶　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に掲げる営業に該当するもの

⑷　政治上その他の主義主張を表明し、推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

⑸　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの

⑹　宗教活動に関わるもの

⑺　単に人の名称を周知するに過ぎないもの

⑻　広告の内容が市の事業の円滑な運営に支障を来すおそれのあるもの

⑼　法令、条例等に違反し、又はそのおそれのあるもの

⑽　前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

２　市長は、広告の掲載を開始した場合において、当該広告が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その掲載を中止する。

（広告の審査）

第８条　広告掲載物を所管する課長は、広告の掲載に当たり、当該広告の内容に関する審査を行い、その掲載の可否を判断する。

２　前項の部長は、同項の規定による審査に当たり、前条第１項各号に掲げる基準に照らし、当該広告につき、適宜内容の修正を命ずることができる。

（広告事業選定委員会の設置）

第９条　広告事業の円滑な実施、広告事業に係る全庁的な調整等を図るため、広告事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事務）

第１０条　委員会は、次の事項について所掌する。

⑴　広告事業実施事業者の選定に関すること。

⑵　第５条及び第７条の規定による審査に関すること。

⑶　広告の掲載に係る全庁的な調整に関すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、広告事業の実施に関すること。

（委員会の組織）

第１１条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、総務部長をもって充てる。

３　副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員をもって充てる。

４　委員は、企画部長、秘書広報課長、企画政策課長、ＤＸ推進課長及び総務課長をもって充てる。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、危機管理部長、市民部長、環境管理部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、都市整備部長、水道部長、教育部長、消防長及び議会事務局長から当該広告事業に関係する者を臨時に委員に充てることができる。

（委員会の運営）

第１２条　委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

２　委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（委員会の庶務）

第１３条　委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附　則

この要綱は、平成２８年６月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月２７日から施行する。